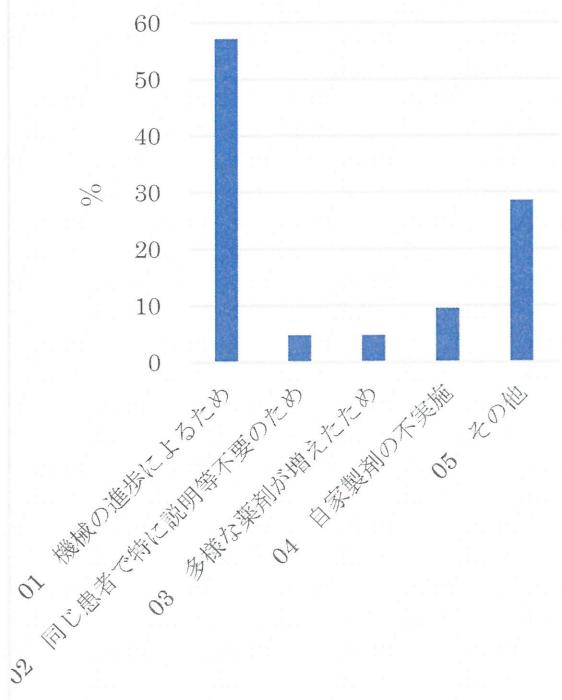


2件、  
 ○薬歴記載との旨の回答が2件、  
 ○検査値の記載による処方箋監査が増えて  
 いる旨の回答が3件、  
 ○その他、死亡後の麻薬処理を挙げているも  
 のが1件あった。

③ 業務時間減少の理由（問3）の調査結果に  
 ついて

問1の項目に対して業務時間が減ってきて  
 いる理由として該当するものを全てに回答し  
 てもらった。調査結果については下記の表4と  
 おり。

表4 業務時間減少の理由



業務量減少の理由については、「01 機械の進歩によるため」が 57%で最も多く、残りの選択肢はその他を除いて 10%未満であった。

その他の自由記載欄への具体的回答としては、

- 患者数減少により受付回数の減少、
- 印字による印刷、
- 業務への慣れ、
- 薬局数の増加、
- 専門医院が近所にでき合わせて門前薬局も  
 できたため、
- 小児患者減少による計量調剤の減少  
 との回答がそれぞれ 1 件ずつあった。

#### D. 考察

薬局・薬剤師の業務量については、機械化の発展等により一部の業務は効率化・円滑化されている面もあるものの、先駆的な取組みを実施している薬局・薬剤師においては、概ね全ての業務が増加しているとの状況であった。特に、高齢化等の課題から多剤併用が増えている中、ジェネリックの説明やお薬手帳の確認、一包化調剤、薬歴確認、薬剤交付・指導業務についても、その業務時間が増えているためであるといえる。

今後、「患者のための薬局ビジョン」で主眼とする対物業務から対人業務への移行の中で、これまでの調剤業務に加え、薬歴や患者ヒアリングからの患者の薬物療法に関する状況の確認や、ジェネリックの説明等を行うとともに、さらに、残薬確認や在宅医療への積極的関与、かかりつけ患者への薬物療法支援や健康増進へのサポート等の実施も求められている。

薬局・薬剤師の適正業務として、これらの業務をいかに実施しているかが評価に関係すると考えられることから、タイムスタディ調査によって明確に把握できるよう今後の業務に関する調査手法を検討しておくとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の取り組みの進む中での薬剤師の調剤業務等の本質についても検討することが必要であるといえる。

## E. 結論

これからの薬局・薬剤師は、患者のための適切な医薬分業を進めていくため、服薬指導、患者からの相談、在宅対応などの業務を適切に実施する必要があるが、医療安全の観点から、従前の調剤業務も適切に実施しなくてはならず、結果として、今回のアンケート対象の先駆的な取組みを実施している薬局・薬剤師の回答にもあったとおり、概ね全ての業務が増加する傾向にあるといえる。

そのため、機械化やICT化の発展により効率化・円滑化できる業務はその活用を促進とともに、薬剤師の行うべき本質的な調剤業務等の見直しも今後必要になると考える。

また、「かかりつけ薬剤師・薬局」に関する一般の理解の促進を図るためにも、薬局・薬剤師の適正業務の内容とその業務量の明確化を行うとともに、その業務実態についての見える化の実施が必要である。

なお、業務実態の見える化に際しては、今回のタイムスタディ調査での課題についても整理し、特に、健康サポート、残薬対応や在宅医療への参加等のこれからの変化に対応し、十分に把握できるように調査設計等を行った上で実施することが重要である。

## F. 参考文献

患者のための薬局ビジョン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>

## G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

研究成果の刊行に関する一覧表

論文

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					

# 參考資料

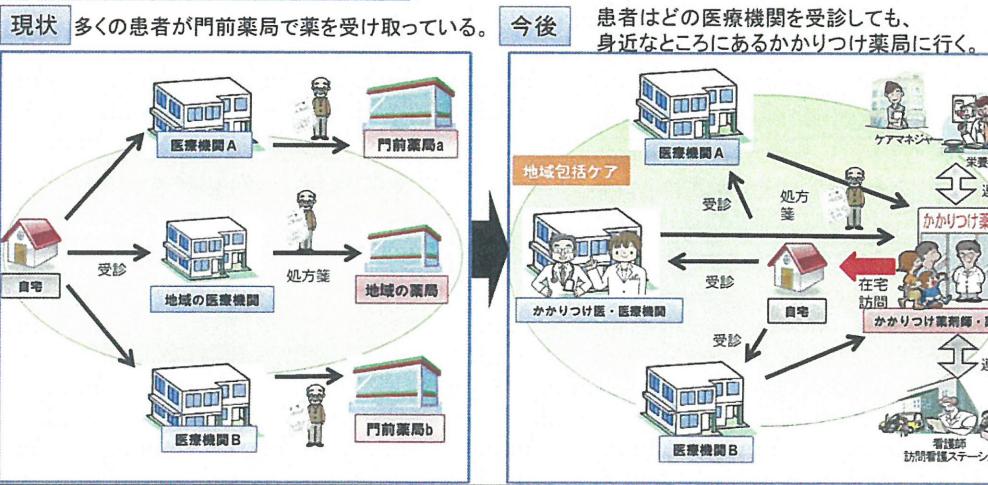
# 患者のための薬局ビジョン

## 概 要

### 医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

#### 今後の薬局の在り方(イメージ)



## 患者本位の医薬分業の実現に向けて

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組む。



### <患者本位の医薬分業で実現できること>

- 服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる
  - ✓ 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される
  - ✓ 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる
- 在宅で療養する患者も、行き届いた薬学的管理が受けられる
- 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことが出てきた場合には、いつでも電話等で相談できる
- かかりつけ薬剤師からの丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消されるなど

## 「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

### 健康サポート機能

### 健康サポート 薬局

- ★ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献
  - ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
  - ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

### 高度薬学管理機能

- ★ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
  - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

### かかりつけ薬剤師・薬局

#### 服薬情報の一元的・継続的把握

- ★ 副作用や効果の継続的な確認
- ★ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
  - ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
  - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

#### 24時間対応・在宅対応

- ★ 夜間・休日・在宅医療への対応
  - ・**24時間**の対応
  - ・**在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、  
へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

#### 医療機関等との連携

- |                 |                        |                         |                           |              |
|-----------------|------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------|
| ☆ 疑義照会・<br>処方提案 | ☆ 副作用・服薬状況<br>のフィードバック | ・医療情報連携ネット<br>ワークでの情報共有 | ☆ 医薬品等に関する相談<br>や健康相談への対応 | ☆ 医療機関への受診勧奨 |
|-----------------|------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------|

## かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- 地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮するかかりつけ薬局が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

### 服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化を実施。

### 24時間対応・在宅対応

- 開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随时電話相談を実施。
- 夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、調剤を実施。
- 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅対応にも積極的に関与。  
(参考)・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)  
・薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携。  
・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の地域包括支援センター等との連携も模索。

### 医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して疑義照会や処方提案を実施。
- 調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。

## 患者等のニーズに応じて充実・強化すべき2つの機能①

### 健康サポート機能

#### ● 関係機関※とあらかじめ連携体制を構築

※医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等

#### ● 人員配置・運営

- 相談対応や関係機関への紹介に関する研修を修了した薬剤師が常駐
- 平日働く社会人も相談できるよう、土日も一定時間開局
- 地域住民の健康の維持・増進を具体的に支援

※薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、管理栄養士の栄養相談会など

#### ● 医薬品等の取扱い・設備

- 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- プライバシーに配慮した相談窓口を設置
- 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

今後、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能を有する薬局について、「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押し。（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書」参照）

## 患者等のニーズに応じて充実・強化すべき2つの機能②

### 高度薬学管理機能

- 学会等が提供する専門薬剤師の認定等を受けた、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師を配置。
- 専門医療機関との間で、新たな治療薬や個別症例等に関する勉強会・研修会を共同で開催する等の取組を継続的に実施。
- がんやHIV、難病のような疾患を有する患者に対して、あらかじめ医療機関との間で対応要領を定め、次のような高度な薬学的管理ニーズへの対応を行う。
  - 抗がん剤服用時などに、発熱等の副作用が生じた際に、担当医への受診などの対応について助言。
  - 抗HIV薬服用患者の場合に、他の併用薬等の情報をもとに、適切な抗HIV療法を選択できるよう支援。

## 薬局再編の全体像

### ～立地から機能へ～

#### 現状

57,000薬局あるが、門前を中心に医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

様々な医療機関からの  
処方箋を受付

特定の診療所からの  
処方箋を受付

特定の病院からの  
処方箋を受付

#### 面分業

門前薬局を含め、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

#### 診療所門前

#### 中小病院門前

#### 大病院門前

#### 2025年まで

すべての薬局を「かかりつけ薬局」へ

#### かかりつけ薬局

- ・ I C T を活用し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

#### +

- ・ 健康サポート機能  
(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)
- ※ 健康サポート薬局として活動  
(日常生活圏域ごとに必要数確保)
- ・ 高度薬学管理機能  
(抗がん剤等の薬学的管理)

#### 2035年まで

既に地域に立地

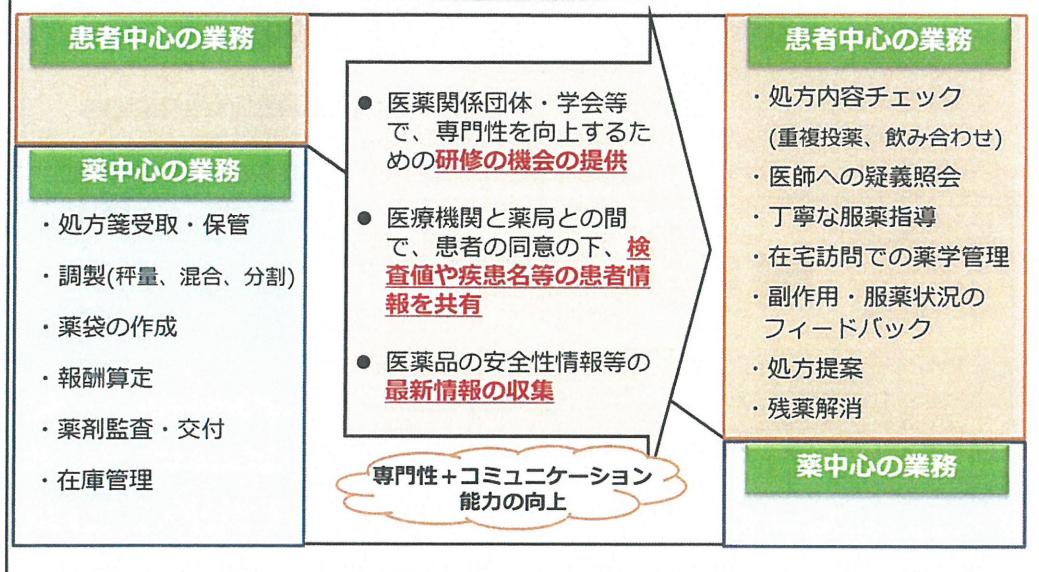
- 団塊の世代が要介護状態の方が多い85歳以上に到達
- 一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮  
立地も地域へ

連替元時期等を契機に立地を地域へ移行

## かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

### ～対物業務 から 対人業務 へ～



## KPIを活用したPDCAサイクルの実施

### 規制改革会議の指摘

- 医薬分業の政策効果について、**医薬品による治療の安全性向上**と**保険財政の効率化**の観点から、**定性・定量両面で検証**を行い、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化
- 政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、**PDCAサイクルでの政策評価を実施**し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映



### PDCAサイクルの実施

- 医薬分業の質を評価できる指標を今後具体的に検討し、**毎年の政策評価（業績評価）でモニタリングを実施**  
(例) ① **かかりつけ薬剤師・薬局の数**  
② **疑義照会の実施率、件数**  
③ **24時間対応、在宅対応**（医療保険・介護保険）の実施率、件数  
④ **残薬解消の実施率、件数**  
⑤ **後発医薬品の使用割合への影響**
- **診療報酬**については、改定の都度、**中央社会保険医療協議会（中医協）** **診療報酬改定結果検証部会**で**その効果の検証**を行っており、この仕組みを引き続き有効に活用

## ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握

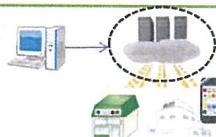
### 電子版お薬手帳の意義

- お薬手帳は、患者の服用歴を記載し、経時に管理するもの。患者自らの健康管理に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、相互作用防止や副作用回避に資する。
- 紙のお薬手帳に比べた電子版お薬手帳のメリット
  - 携帯電話やスマートフォンを活用するため、携帯性が高く、受診時にも忘れにくい。
  - データの保存容量が大きいため、長期にわたる服用歴の管理が可能。
  - 服用歴以外に、システム独自に運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理可能。

【スマホ型】  
患者が薬剤情報提供書に表示されているQRコードを撮影して取り込む



【クラウド型】  
患者同意のもと、薬局から直接サーバーにデータを保管



※どの薬局の情報でも記録できるよう、平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHS）が標準データフォーマットを策定

### 普及のための方策

### ～バラバラから一つへ～

- 一つのお薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組みを構築するとともに、異なるシステムが利用される下でも、全国の医薬関係者で必要な情報が共有化できるようにする。
- 医療情報連携ネットワークの普及で、将来、ネットワーク上の情報の一部を患者が手帳として携行することも想定。今後を見据え、データフォーマットの統一化などの整備を図る。

## 患者のための薬局ビジョン推進事業

### 現状

薬局・薬剤師の地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援（健康サポート）を推進するため、平成26年度にモデル事業を実施し、平成27年度には、平成26年度事業で把握した課題や好事例等を踏まえ、事業内容の充実・発展を図るとともに、健康サポート機能を有する薬局（健康サポート薬局）の基準の作成等を行うなど継続的な取組を行ってきている。

今後、健康サポート薬局の推進・活用を図ることを含め、規模や立地条件等様々な薬局が全体として、健康サポートや地域包括ケアに貢献できるようにしていくことが必要であり、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年〇月に策定。かかりつけ薬剤師のいる薬局としてかかりつけ薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。

このため、平成28年度においては、

- 患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別モデル事業
- 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業を実施することとする。



### 事業概要

#### H26・27年度事業

薬局・薬剤師による健康サポートの取組を推進（モデル事業、基準作成等）

次のステップ

#### H28年度事業

健康サポート薬局も含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化に向けた患者のための薬局ビジョン実現のための事業（テーマ別モデル、実態調査・ロードマップ検討事業）

### 事業イメージ案

#### 1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業

#### メニュー事業

#### 2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業

患者のための薬局ビジョン（「門前」から「かかりつけ」へ）の実現のための具体的な施策を検討する上で参考となるよう、薬局の実態（立地条件、店舗面積、開局時間等）を調査し、ビジョン実現のためのロードマップや具体的な施策を講じる上での留意点等を検討する。

#### ①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業

・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るために、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。

#### ②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業

・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。

#### ③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

・様々な健康情報（食事・運動情報）などとリンクした電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。

#### ④薬局・薬剤師によるアウトナース型健康サポート推進事業

・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。